

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

(あて先) 京都府知事		200		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府大阪市東成区神路三丁目8番36号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印あり) FCM株式会社 代表取締役社長 小原 登 電話 06 - 6975		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	電線用芯線等の伸線加工業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月～平成20年3月			
基本方針	エネルギー消費効率の改善、電気の使用に係る原単位を省エネ法に基づき対比1%以上の低減を目指す。			
推進体制	社長を推進組織のトップとする環境マネジメントシステムにより、FCM(株)は環境保護が人類共通の最重要課題である事と認識し、「地球に感謝」を基本思想として、企業活動のあらゆる面で地球環境の保全に配慮して行動することを環境に対する基本理念とする。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	19~20	工場製造部門	生産設備DCモーター⇒インバーターモーター化による使用電力量の効率化(原単位で対比1%以上)	
	19	工場製造部門	受変電設備低圧コンデンサー導入による電気の力率改善(原単位で対比1%以上)	
	19~20	工場製造部門	大型部門の社内不良の発生を低減し、不良品による再熟化を削減するとともに製造稼働を効率化する(社内不良50%低減を目標)	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (16)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	3,226.1 t	3,217.9 t	-0.3 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 3,226.1 t	*2 3,217.9 t	-0.3 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計	*3 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績) *1 3,226.1 t	目標年度(計画) (*) 3,217.9 t	削減率(計画) -0.3 %	
特記事項	1 当社では、わが国の「省エネ法」に基づき、熱・電気・一体管理の下でのエネルギー消費量を生産量に対比する原単位で改善を進めております。(目標:対前年度比1%以上改善、平成17年度実績:対前年度比:1.8%改善) 2 今後の事業拡大に伴って生産量が増加する見込みであるが、動力設備の省エネ化・製造稼働の効率化等で使用エネルギー量(電気)は現状以下を目標値として設定し取り組みを進めています。 3 本計画では、平成16年度を基準としています。これは京都市へ提出している事業者排出量削減計画書と活動の統一性を持たすためです。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。